

平成 26 年 12 月 25 日

総務省近畿管区行政評価局

# 「国の庁舎等の利用者の利便性及び安全性の向上に関する行政評価・監視」の結果の概要

## ＜調査結果に基づく通知＞

近畿管区行政評価局(局長：菅 宜紀)は、現地的に改善の必要がある行政上の課題について、国の行政機関を対象とした行政評価・監視を行っています。

今回、大阪府内の国の合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所など利用者が多いとみられる 27 の庁舎（合同庁舎 8、単独庁舎 19）の管理機関や入居機関等の 46 機関等を対象に、平成 26 年 4 月から、バリアフリー対策、防火管理や A E D の維持管理といった安全対策の実施状況について調査しました。

調査の結果、①庁舎の玄関前に段差があるなどバリアフリー基準に対応していない例、②利用者に事前にバリアフリー情報を提供していないなどソフト面の対応が不十分な例や、③法に基づく消防訓練が行われていない例など、改善を要する事例がみられました。

この調査結果に基づき、平成 26 年 12 月 25 日、関係行政機関に対して必要な改善措置を講ずるよう通知することとしましたので、その概要を公表します。

※ バリアフリーに関する調査は、大阪府内では平成 9 年以来 17 年ぶりとなります。

### ＜本件照会先＞

近畿管区行政評価局

第一部 第 1 評価監視官 赤土

電話：06-6941-8753

FAX：06-6941-8999

# 行政評価・監視結果のポイント

## 調査の背景

- 国の庁舎等は、不特定多数の国民が利用
- 国の庁舎等は、バリアフリー法(※)に基づき、移動等円滑化基準への適合義務又は適合努力義務あり  
※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- また、防火管理体制の整備、AEDの設置など庁舎等の利用者の安全に配慮した対策が求められているところ

## 調査の概要

### 【調査事項】

- 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応状況
- 2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応状況
- 3 庁舎等における安全対策の実施状況

### 【調査対象機関】

大阪府内に所在する国の行政機関のうち相談や申請など利用者が多いとみられる 27 の庁舎（管理機関や入居機関合計 46 機関等）

#### ○合同庁舎（8）

大阪合同庁舎第1号館、同第2号館、同第3号館、同第4号館、大阪第2法務合同庁舎、大阪港湾合同庁舎、天王寺合同庁舎、堺地方合同庁舎

#### ○機関（38：うち単独庁舎19）

近畿管区行政評価局（2）、大阪法務局（6）、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局（5税務署）、近畿厚生局（2）、大阪労働局 14 機関：本局2、5労働基準監督署、7公共職業安定所等）、近畿地方整備局（2）、近畿運輸局（3）

### 【調査実施時期】

平成26年4月～12月

## 通知事項

- 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応の推進
- 2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応の向上
- 3 庁舎利用者に対する安全対策の推進

### 【通知先：10 機関】

近畿管区行政評価局、大阪法務局、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局

# 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応の推進

## 制度の概要

- 不特定多数が利用する一定規模以上の国の庁舎を新築する場合は、バリアフリー法により、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう移動等円滑化基準(※)に適合させる義務あり。また、既存の庁舎は、同基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努力する義務あり  
また、バリアフリー法に基づき、大阪府では「大阪府福祉のまちづくり条例」により、平成 21 年 10 月から全ての官公署を適用対象とし、独自のバリアフリー基準(便所の乳幼児用設備、排水溝の蓋のスリット幅(溝幅)など)を付加  
(※「バリアフリー法施行令」(平成 18 年政令第 379 号)第 11 条から第 23 条)
- 移動等円滑化基準の主な内容
  - ① 道から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設した視覚障害者移動等円滑化経路を設けること
  - ② 道や車いす用駐車場から部屋まで、また、部屋から車いす用便所まで、高齢者、障がい者が円滑に利用できる移動等円滑化経路を設けること
  - ③ このほか廊下、便所、敷地内通路、駐車場、標識等について、個々に移動等円滑化基準の規定あり

## 主な調査結果

- **調査結果のポイント**(該当庁舎数は延べ数のため重複あり)
  - 1 調査対象 27 庁舎(8 合同庁舎、19 単独庁舎)のうち 26 庁舎は、現行制度(平成 21 年 10 月)以前の既存建築物(昭和 30~40 年代建築の老朽化庁舎も 11)。バリアフリー化は努力義務であり、視覚障害者誘導用ブロックや車いす対応トイレなど順次、整備  
中にはバリアフリー基準以上に設備を工夫して整備しているものが 10 庁舎、ソフト面の対応で設備の不足を補うなど利用しやすくしているものが 3 庁舎あり
  - 2 しかし、27 庁舎のうち、今後、何らかの改善を要するものが 22 庁舎、うち高齢者等の転倒のおそれなど危険性があるものは 10 庁舎
- **主な事例**
  - 1 **視覚障害者移動等円滑化経路** (視覚障がい者が円滑に利用できる経路)(推奨 6 庁舎、問題 12 庁舎)
    - 推奨事例 基準上は求められていないが、案内設備から障がい者の利用が多い窓口まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているもの(1 庁舎)…… 事例 1
    - 問題事例 ① 道から庁舎案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックが全くないもの(3 庁舎)…………… 事例 2
    - ② 視覚障害者誘導用ブロックの付近に障害物があり、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの(3 庁舎)…………… 事例 3

## 2 移動等円滑化経路（高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路）（推奨1庁舎、問題10庁舎）

- 推奨事例 基準上は求められていないが、便所に至る廊下に手すりを設置しているもの（1庁舎）…………… 事例4
- 問題事例 ① 庁舎の玄関前に3センチメートルの段差があり、高齢者等が転倒するおそれがあるもの（1庁舎）…………… 事例5
- ② 移動等円滑化経路上の排水溝の蓋のスリット幅が広いこと、車いすのキャスター等が挟まり転倒するおそれがあるもの（4庁舎）… 事例6
- ③ 車いす使用者便所に至る便所内の通路の一部が狭く、車いすが円滑に移動できないもの（2庁舎）…………… 事例7
- ④ エレベーターが障がい者用設備を備えておらず、高齢者、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの（1庁舎）…………… 事例8

## 3 敷地内通路（問題3庁舎）

- 問題事例 敷地内の段の路面の端が周囲と明度差がなく、利用者が容易に識別できず転倒のおそれがあるもの（3庁舎）…………… 事例9

## 4 駐車場（推奨5庁舎、問題6庁舎）

- 推奨事例 ① 基準上は求められていないが、雨天時に支障なく庁舎へ移動できる車いす使用者用駐車施設としているもの（4庁舎）…………… 事例10
- ② 来客用駐車場がないが、車いす使用者が事前連絡すれば対応することをホームページに記載して公用車駐車場で対応しているもの（1庁舎）…………… 事例11
- 問題事例 ① 車いす使用者用駐車施設の区画の一部に未舗装部分や蓋のスリット幅が広い排水枘があり、車いす使用者の乗降に支障が生じるおそれがあるもの（2庁舎）…………… 事例12
- ② 車いす使用者用駐車施設に駐車区画線がなく、隣接する視覚障害者移動等円滑化経路との間に車止め等もないため、安全に利用できないおそれがあるもの（1庁舎）…………… 事例13
- ③ 来客用駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けていないもの（1庁舎）…………… 事例14

## 5 便所（問題16庁舎）

- 問題事例 オストメイト（人工肛門・人口膀胱造設者等）対応の水洗器具を設けた便所を設けていないもの（16庁舎）…………… 事例15

### 主な通知事項

- ① 危険性を有するものは早急に改善すること（大阪法務局、近畿財務局、大阪国税局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局）
- ② その他のものは、計画的に移動等円滑化基準に適合するよう改善すること
- それまでの間、バリアフリー設備の不足についてホームページ等で公表するとともに、必要な場合には人的対応等により利用者の利便の確保を図ること
- また、移動等円滑化基準及び府条例の適合状況について自ら点検し、計画的に対応すること（大阪法務局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局）

## 2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応の向上

### 制度の概要

#### 1 ホームページによるバリアフリー情報の提供

移動円滑化を促進するため「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年。国家公安委員会、総務省、国土交通省告示)により、必要な情報が事前把握できるよう、インターネット等による提供が求められている。

#### 2 車いす利用者用駐車施設の利便性の向上

大阪府が、平成26年2月から、既存の車いす利用者用駐車区画に、車いす以外の障がい者等が利用するゆずりあい区画を加えた「大阪府障害者等用駐車区画利用証制度」(いわゆる「パーキング・パミット制度」。協力施設登録は任意)を開始。車いす利用者が安心して利用可能に

#### 3 身体障害者補助犬の受入れ表示

国は、障害者基本法により、身体障害者補助犬の同伴について障がい者の利用の便宜を図る義務あり。また、身体障害者補助犬法により、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めることが求められている。

### 主な調査結果

- 1 ホームページで所在地案内を行っている38機関等のうち16機関等が、各種設備等のバリアフリー情報の提供を未実施…………… 事例16
- 2 調査対象の27庁舎全てが、大阪府からの制度周知前のため、大阪府の障害者等用駐車区画利用証制度の協力施設に未登録…………… 事例17
- 3 調査対象46機関等のうち15機関等が、庁舎、窓口又はホームページに「ほじょ犬マーク」など身体障害者補助犬受入れの表示未実施… 事例18

### 主な通知事項

- 1 ホームページに、利用者が事前に確認できるようバリアフリー情報を図記号及び文字情報により提供すること(大阪法務局、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税関、近畿厚生局、近畿地方整備局、近畿運輸局)
- 2 所管する庁舎について、大阪府パーキングパミット制度の協力施設登録の余地について検討し、必要な場合は登録についての協議を進めること(大阪法務局、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局)
- 3 庁舎、窓口及びホームページに身体障害者補助犬受入れを明示すること(大阪法務局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、近畿厚生局、近畿地方整備局、近畿運輸局)

### 3 庁舎利用者に対する安全対策の推進

#### 制度の概要

- 1 消防法の規定により、防火管理者は、消防計画の作成、消防計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備点検及び整備実施の義務あり
- 2 平成 21 年及び 25 年の厚生労働省通知により、AED(自動体外式除細動器)の設置者は、日常点検の実施、AED設置情報の(一財)日本救急医療財団への登録、AED設置場所の周知が求められている。

#### 主な調査結果

##### (1) 防火管理

- ① 利用者の避難誘導を想定した訓練など火災発生時の利用者の安全確保のための積極的な取組を行っているもの(6機関等)…………… 事例 19
- ② 防火管理者が消防計画の引継ぎを未実施(1機関等)、消防訓練を未実施(5機関等)、消防用設備の点検で判明した不備を未改善(3機関等)など防火管理対策が不適切なもの…………… 事例 20

##### (2) AEDの設置及び維持管理

- ① 調査対象 46 機関等のうちAED設置は 29 機関等(63.0%)、AEDの設置は増加傾向…………… 事例 21
- ② 日常点検未実施(1機関等)、道路に面した庁舎にAEDマークが未表示(3機関等)、AED設置情報の未登録(10 機関等)…………… 事例 22



#### 主な通知事項

- ① 確実な消防計画の引き継ぎ、定期的な訓練の実施、点検で判明した不備事項の速やかな改善措置等、火災発生時の利用者の安全確保を図る措置を講ずること(大阪労働局、近畿地方整備局、大阪法務局、近畿管区行政評価局、近畿財務局)
- ② 管理要領を定めて日常点検を実施(近畿地方整備局)、出入口付近にAEDマークの表示(近畿財務局、近畿地方整備局)  
設置情報の登録又は変更手続の励行(大阪法務局、大阪入国管理局、大阪税関、大阪国税局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局)